

富里市都市計画審議会傍聴要領

富里市都市計画審議会

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日会場で先着順に行いますが、傍聴を希望される方が定員を超えた場合には、抽選により決定するものとします。
- (2) 傍聴の受付は、あらかじめ公表した受付開始時間から会議開始までとします。

2 会場への入場制限

次の方は、審議会の会場に入場できません。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方
- (3) 審議に対しての意思表示が確認できる物を着用、又は携帯している方
- (4) 撮影機器、録音機等の類を携帯している方
- (5) 酒気を帯びていると認められる方
- (6) その他公正かつ円滑に会議を進行することができないと認められる方

3 傍聴の際の注意事項

傍聴に際しては、次のことを守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴してください。
- (2) 審議に対して賛否を表明し、又は拍手をしないでください。
- (3) パソコン、その他これらに類するものを使用しないでください。
- (4) 携帯電話、その他これらに類する機器は電源を切ってください。
- (5) 飲食、又は喫煙をしないでください。
- (6) みだりに席を離れないでください。
- (7) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないでください。
- (8) 議長及び係員の指示に従ってください。
- (9) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないでください。

4 会場の秩序維持

- (1) 傍聴人が上記3のことをお守りいただけない場合は、議長が注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (2) 退場を命ぜられた方は、当日再び傍聴することはできません。
- (3) 審議の中で、会議を非公開とする決定があったときは、退出していただきます。